

【QuickMaster 民法① 訂正表】 2008年5月22日現在

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	備考
66	基礎力 CHECK	—	Q10のAnswerが抜けてい る	「A10 ○」を挿入	
70	問題16	下から 7行目	「利害 菅 家」	「利害 関 係」	
182	物権の種 類・意義	④の 下から 3行目	「一物一 物 権主義」	「一物一 権 主義」	
225	問題65	—	肢の並び「ア・イ・ウ・ オ ・オ」	「ア・イ・ウ・エ・オ」 に修正	
275	ワンポイント	5行目	× 「…… 承役地 所有者の 個人的な便益で設定する ことは認められませ ん。」	○ 「…… 要役地 所有者の 個人的な便益で設定する ことは認められませ ん。」	
367	②留置権の 成立要件 【事例2】	4～8 行目	「 C さんが土地を留置して も B さんに対して損害賠償 債務の支払いを間接的に強 制する関係になく、債権が その物に関して生じたもの であるとはいえないからで す。したがって、 C さんは 留置権を主張して A さんの 請求を拒むことができませ ん。」	「 B さんが土地を留置して も A さんに対して損害賠償 債務の支払いを間接的に強 制する関係になく、債権が その物に関して生じたもの であるとはいえないからで す。したがって、 B さんは 留置権を主張して C さんの 請求を拒むことができませ ん。」	「 A さん」, 「 B さん」, 「 C さん」といった主体 を修正

